

令和6年度
稲美町にぎわい創出事業補助金
募集要項



稲美町産業課商工労働係

【目的】

地域の活性化や町のにぎわいを創出するイベントの開催を促すとともに、地域資源を活用した安全・安心なイベントの定着を図ることを目的に、イベントを主催する団体に対して、その活動に要した経費の一部を補助します。

【ロゴマーク】

稲美町にぎわい創出補助金等で支援されたイベントは、以下のロゴマークが目印になります。



【対象団体】

補助金の交付対象となる団体は、次の(1)～(5)の要件にすべて該当していることが必要です。

- (1) 企画した事業の実施及び運営から実績報告まで責任を持って履行できる体制、組織であること。
- (2) 政治活動、宗教活動又は営利を目的としていないこと。
- (3) 暴力団等が関与していないこと。
- (4) 単一の団体からの収入が総収入の2分の1を超えないこと。
- (5) 公序良俗に反する活動を行っていないこと。

【対象事業】

次の(1)～(10)の要件にすべて該当していることが必要です。

- (1) 町のにぎわいとなるような事業であること。
- (2) 事業費総額が20万円以上の事業であること。
- (3) 事業の主たる効果が町内で生じる事業であること。
- (4) 国又は地方公共団体等から他の制度による補助、助成又は委託を受けた事業でないこと。
- (5) 個人の趣味的な活動や共益的・互助的な事業でないこと。
- (6) 特定団体の構成員のみを対象に実施される事業でないこと。
- (7) 特定の政党、宗教又は政治的信条を支持するものでないこと。
- (8) 特定の思想、主義又は主張の普及宣伝に利用するものでないこと。
- (9) 財産の形成又は営利を目的とした事業でないこと。
(ただし、住民のにぎわいづくりを創出するものは除く)
- (10) 令和7年3月31日までに完了する事業であること。

【補助金額】

1 事業につき上限20万円まで

(受付は先着順、予算上限に達し次第終了)

- 事業費総額が20万円以上の事業が対象です。
- 団体の構成員のうち3分の1以上が同じ団体は、同一団体とみなします。
- 申請は1団体2回までです。ただし、2事業同時に交付申請はできません。

【補助対象経費】

※対象団体の維持経費や運営経費、領収書がないなどの使途が不明なものや、事業に使用したと判断できないものは、補助対象外となります。

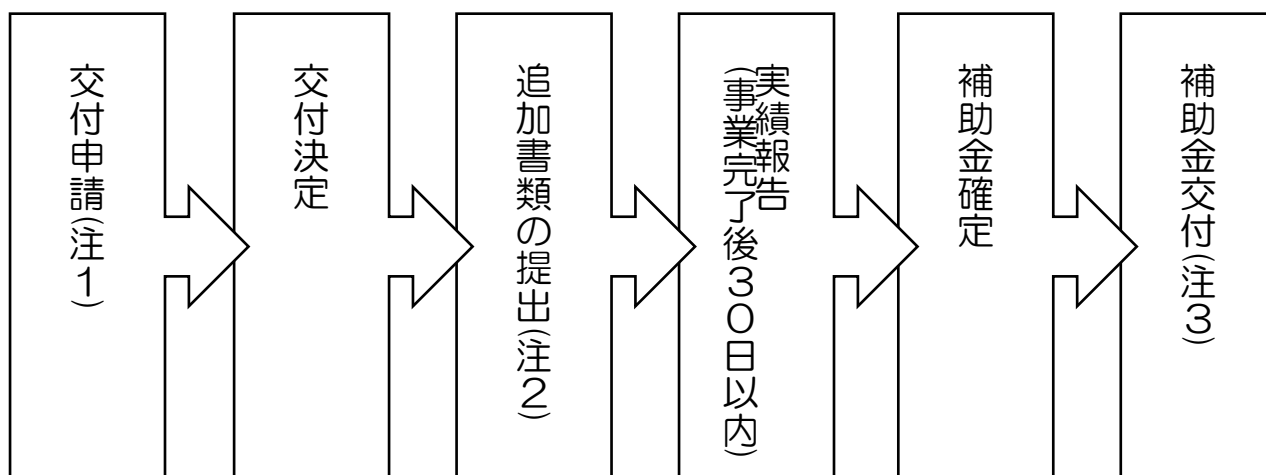
※事業にかかる直接的な経費のみを対象とします。

※対象となるか判断に困るものは、必ず事前にお問合せください。

科目	対象となるもの	対象外のもの
報償費	・事業に係る外部講師への謝礼や交通費等 ・ボランティアスタッフへの謝礼(1人3,000円まで、上限10万円)	
消耗品	・事業に係る物品(事務用品、ファイル、コピー用紙等) ※1品3万円未満	・1品3万円以上の物品 ・事業に使用したと判断できないもの
食糧費	・イベントの炊き出し等に使用する食材料費	・左記以外の食糧費
印刷製本費	・パンフレット、チラシ、ポスターなどの印刷製本費	

科目	対象となるもの	対象外のもの
通信運搬費	・事業に係る切手代、郵送料	・電話代、インターネット使用料
保 険 料	・事業に係るイベント保険の掛金、ボランティア保険の掛金等	
委 託 料	・事業に係る会場設営や警備などの専門的業務の委託料	
使 用 料 賃 借 料	・事業及びその打合せに係る会場使用料、事業に係る機器使用料（機器の燃料費含む）等	・事業に使用したと判断できないもの
そ の 他	・上記の区分にあてはまらないで、町長が特に認めたもの	

【申請スケジュール】



(注1) イベント実施日の3か月前までに交付申請書を提出してください。

(注2) イベントの内容や実施規模によっては、交付決定書送付時に「追加書類の提出」を依頼する場合があります。

(注3) 事業開始前に概算払いにより補助金を受けることもできます。

【留意事項】

●提出は原則持参とします！

受付時に申請内容について聞き取りを行います。必ず事前に来庁日時を予約していただきますようお願いいたします。

●交付対象経費は、補助金交付決定日から事業完了までに購入・支払ったものに限りです！

●領収書は必ず保管してください！

実績報告時に領収書の原本がない補助対象経費については、補助金の対象外となりますので、ご注意ください。

また、領収書などの宛名が記載されていない場合や、団体の正式名称が記載されていない場合、購入したものが領収書から判別できない場合も対象外となります。

●安全な事業の実施に十分配慮してください！

来場者数に応じた十分な整備体制の確保、イベント保険の加入等、安全に十分配慮して事業を実施してください。

【その他】

- ①補助金の交付が決定したイベントは、団体名や事業内容等を町ホームページ等で掲載させていただく場合があります。
- ②虚偽の申請が判明した場合や、申請した内容から大幅な変更が生じた場合などは、補助金の交付決定を取り消す場合があります。また、交付決定後でも、開催場所等の許可が得られない場合は、同じく取り消す場合があります。
- ③提出書類や添付資料に記載されている情報については、必要に応じて警察署などの公的機関に情報提供させていただく場合があります。
- ④申請内容から変更があった場合、事業完了までに変更事項の申請がないと補助金をお支払いできないことがあります。
- ⑤団体の代表者は出店せず、事業の全体的な運営に専念してください。
- ⑥イベント内容によっては、公共施設（公園等）の使用料が減免になる場合があります。施設所管課にご相談ください。

【お問合せ先】

稲美町役場 産業課 商工労働係

電話 079-492-9141

FAX 079-492-7792